

明代直隸州考

真 水 康 樹

はじめに

明代に「直隸州」が存在したのだろうか、と問うならそれは意味のない問いかけと思われるかも知れない。中国政治制度史の常識にしたがえば、直隸州とは「明清地方行政区画の名前であり、府に準じ、属縣を有する。極少数を除けば、附郭縣をもたない。省に直属し、府に下屬しないことから、この名称がある」^[1]。

しかし、いったん既成概念から離れて具体状況を検討してみると、この問はあながち無意味な問いかけではないことがわかる。筆者の知る限り、明代嘉靖末期以前には、「省級行政長官である布政司に直隸する州」はあったとしても、「直隸州」という概念自体は存在していなかった可能性さえある。少なくとも、明代直隸州の存在形態は清代のそれとは大きく異なっており、明代直隸州の具体的状況を知ることはそれほど簡単なことではない。本稿は、明代直隸州の具体状況の検討をつうじて、明代直隸州の存在形態について一定の系統だった説明をおこない、あわせて明代地方官制の全体像を理解する作業の一環として、信頼できる直隸州の具体像を提供することを企図している。

1. 明代直隸州概念の曖昧性

二十四史のなかで最も完成度が高いとされる『明史』の「地理志」には、明代各省の直隸州について、以下のように概括的に記載されている。

北直隸 延慶州 保安州
 南直隸 廣德州 和州 滁州 徐州
 山西省 遼州 沁州 澤州
 河南省 汝州
 福建省 福寧州
 廣東省 羅定州
 湖廣省 靖州 郴州
 四川省 潼川州 眉州 嘉定州 瀘州 雅州 邛州

総計二十州であり、この概説的記載はとても明快なものである。『明史』「地理志」にはつぎのように記載されている。

「京師（北直隸）——直隸州二」；「南京（南直隸）——直隸州四」；「山西——直隸州三」；「河南——直隸州一」；「福建——直隸州一」；「廣東——直隸州一」；「湖廣——直隸州二」；「四川——直隸州六」。直隸州についてはこのように明快に記載される一方、散州（府屬州＝屬州）についてもつぎのように明快に記載されている。「京師——屬州十七」；「南京——屬州十七」；「山西——屬州十六」……等々^[2]。この概説的記載においては、直隸州と散州との区別は極めて明快である。

もっとも、この明快な概説にも例外があり、それは廣西省、雲南省、貴州省についてである。この三省については、記載は曖昧なものになり、つぎのように記載されているだけである。「廣西——州有四十八」；「雲南——州四十」；「貴州——州九」^[3]

ここでは「州」とだけ記載されているが、この州とは何だろうか。少なくとも、直隸州なのか、散州なのか、明確な記載のされかたはしていない。しかも、総数は九十七州に達する。すべてが直隸州だとは考えにくいし、

かといって、ではすべて散州だと断定するのもはばかられる。

この概説的記載を離れて、『明史』「地理志」の廣西省、雲南省、貴州省に関連する具体的記載に目を向けてみると、もっとはっきりした表現がみられる。以下のごとくである。

「廣西省泗城，向武，都康，龍，江，思陵，田，憑祥，歸順一共九個州都『直隸』布政司而不屬於府」

「貴州省普安州・永寧州・鎮寧州『直隸』布政司而不屬於府」

「雲南省北勝州『直隸』布政司而不屬於府」（二重鉤括弧は筆者）^[4]とあり、

雲南省についてはさらに、威遠州、灣甸州、鎮康州の三州も、布政司に「直隸」し、府には下屬しないとしている（もっとも、これらはみな「禦夷州」とされ、普通の州ではない）^[5]。

この記載をみると、西南三省の直隸州の総数は、土州か否かを一旦おくとすれば、十六州ということになる。これに前述の概説的に言及された二十州を加えると、『明史』「地理志」にもとづくなら、明代の直隸州数は、三十六州ということになる。ただ、これは、西南三省の九十一州に敢えて区別を付けた場合の数値であり、概説的な記載の部分では、明快に直隸州とされたものは二十州にとどまっていた。

このように、『明史』「地理志」の記載をみただけでも、直隸州については、一般的な概説的認識と具体的な記載まで含めた認識との間には、大きな違いがある。これはいかに理解すべきだろうか。

この問題を解釈するためには、まずは、『明史』の成立年の問題を検討することが必要であろう。この大部の史書は、概ね乾隆四年（1739年）までに完成したとされる。したがって、明朝の終焉から、少なくとも半世紀以上をへている。この書が明朝の体制をどこまで正確に反映しているのか、そこには検討の余地が生じる。

明代の官制と地理に関連する著作のなかで、直隸州について、最も系統立った説明をしているのは『大明一統文武諸司衙門官制』（以下では『大

明官制』と略する）である^[6]。同書の凡例第八には、つぎのように記されている。「凡州屬府轄者附於府後，縣屬州轄者即附州後，係直隸州則大書之」。つまり、州のうちでも直隸州については「大書」してあるというのであり、直隸州と散州を分ける視点は極めて明快である。この記載にしたがうなら、萬曆年間に成立した『大明官制』には、四十四の直隸州をみいだすことができる。けれども、清初の康熙年間に至ると、直隸州の数は僅か二十一になってしまう^[7]。この四十四直隸州と二十一直隸州の差は、さきほどの『明史』「地理志」の三十六州と二十州の差に対応するものである。この数値の開きを説明してくれるのは、廣西省、雲南省、貴州三省の土州である。『大明官制』の主張する四十四直隸州はこの三省の多くの土州を含んでいる。それに対して、清朝においてはこれらの土州である直隸州はあまねく散州に格下げされており、廣西省南寧府、太平府、思恩府、雲南省永昌府、貴州南籠府などに下屬することとなっているのである。

したがって、ここではつぎのように説明することが可能である。すなわち、『明史』「地理志」の西南三省における直隸州についての記載には土州が含まれており、その結果、十六州に二十州を足した三十六州というその直隸州数は『大明官制』の四十四州と近い数値となっている。これに反して、『明史』「地理志」の概説的な記載における二十直隸州は、西南各省の土州を含んでおらず、そのために、清初直隸州の二十一州に近い数値となっている。この概説的な記載はあるいは、『明史』が編纂された清初の状態とその観点をある程度反映していることも考えられる。ここで論点はあきらかになった。明代直隸州の存在形態に関する問題の中心は、「直隸州」という概念のなかに、西南三省の土州を含めるか否かなのである。この点をめぐって、以下ではさらに一步踏み込んだ分析をおこなうこととする。

明代地方官制の研究にとって、『明史』はこのように必ずしも全幅の信頼のおける資料とはいえない。特に、本稿が対象とする直隸州については、『明史』に記載のある事項の半分以上が、『明實録』のなかにはその根

拠をみつけることができない。また、前述のとおり、記載の曖昧さも問題である。さらに言えば、『明實録』も実はあまり頼りにはならない。

もちろん、本稿の課題は、『明史』や『明實録』の不備をあげつらうことではない。ただ、明代中央官制の研究に比べて相対的に遅れている地方官制の研究を一步進めるためには、この不備を認識し乗り越えていく必要がある。一般的に言えば『明實録』は明代官制の研究にとって、最も依拠に足る資料である。ところが、地方官制、特に、直隸州については、記載がそもそも全てに及んでおらず、また、記載されているべき場合にも記載がなされていない。さらに根本的なことには、記載の仕方に統一性がなく系統だった記述法があるとはいえないのである。

たとえば、永樂十八年（1420年）に、「順天等八府保安隆慶二州併直隸京師」^[8]とある。一般的に言えば、『明實録』のなかでこのような「直隸」というような記載はむしろ例外であり、仮に記載がある場合でも（前述のとおり記載のない場合の方が本当は多いのだが）、大多数は以下のような記載なのである。永樂七年（1409年）七月「設鎮康州隸雲南布政司」^[9]。「直隸」にしても「隸」にしても、意味に大差はなかろう。けれども、「直隸」と書いてない場合、その州を「直隸州」と断定するのはやや根拠の強さに欠ける。さらに、洪武九年（1376年）六月、「龍州……泗城二州隸廣西爲便詔從之」^[10]という記載があるが、ここでは、「直隸」と書かれていないばかりか、下屬先の「布政司」の記載もないので、本当に府を飛び越えて省に下屬しているのか、いっそう判断が難しくなる。このように、『明實録』の記載には統一された系統だった記述が欠けている。さらに筆者が認識する限りでは、『明實録』ではそもそも「直隸州」という単語そのものが使われていないかのようにみえる。少なくとも、本稿における分析の必要から参考にした範囲では、みいだすことができなかった。このように『明實録』における直隸州関連記述は、清代雍正年間以後の明快な表現とは異なっている。たとえば、『清實録』では必ず以下のような表現がとられている。雍正六年（1728年）十二月、「陞陝西鞏昌府屬之秦階二州爲直隸

州」^[11] という形である。このような表現形式の違いは、直隸州の制度化の程度の違いを意味していようし、直隸州の機能の変化を反映してもいよう。

明代直隸州研究のもうひとつの大きな問題は、当時の行政法典である『大明會典』に直隸州の記載がないことである。正徳『大明會典』にも、萬曆『大明會典』にも明示的な直隸州の記載がない。この点、『大清會典』とは大きく違っている。『大清會典』は五種類あるが、最も出版の早い康熙『大清會典』を除けば、その他の四種類の會典にはすべて、その「戸部－州縣」の箇所、「直隸州」であることを表すのに「直隸州」という名詞を使って記載されている。

ここまでみてきたように、『明實録』の記載には直隸州について規律的な系統性が欠けており、さらに、『明實録』にも『大明官制』にも「直隸州」の文字は直接出てこないようである。これは実は、この二大著だけの問題ではなく、その他の明代の官制や地理と関係する著作にも「直隸州」という単語は直接は出てこない。上述の『大明官制』と、さらに別の地理書『皇輿攷』^[12] が数少ない例外であるかのようにみえる。そしてこの二著の完成年から推測すると、「直隸州」という単語は、明末の嘉靖年間になってやっと現れたのかも知れない。それでは、嘉靖年間以前には、直隸州はまったく存在しなかったのだろうか。このように断定するのもまた早計であろう。たとえば、『大明會典』には確かに「直隸州」という記載はないのだが、府に下属しない独立性の高い州は存在するし、それらの州の名前が「戸部－府縣」的に一覧状に書かれるときには「府」と平行して散州より一段高い列に名前が書かれている。もしこれらの州を直隸州として扱わないとすれば、これらの州を表現するに相応しい単語は外に見当たらないことになる。

ただ、やはり、明代の直隸州が相当曖昧な存在であることは明らかである。前記の『明實録』、『大明會典』、『大明官制』、『皇輿攷』の他にも、明代には地方官制や地理と関連する多くの「政書」や「地理書」がある。たとえば、『大明一統志』^[13]、『寰宇通志』^[14]、『續文獻通攷』^[15]、『目營小

輯』^[16]、『皇明職方地圖』^[17]、『廣輿圖』^[18]、『讀史方輿紀要』^[19]があるが、これらの著作の間での「直隸州」の表現の仕方には違いがある。ある著作は、それぞれの州についてひとつひとつ「某年某州屬於某布政司或某省」などと説明する。また、ある著作はある州の名称の上に「直隸」の二文字を附記する。ある著作では、特に文字上では何も書いてないものの、その州がある府に下屬していない場合には州の名称を府の名称と平行した位置に、散州＝府屬州とは区別して記載するなどの方法をとっている。このようにして、少なくとも、直隸州と推測される州は散州と差別化が図られている。その他に、上記の各著作の間で記載内容にも大きな違いがある。ある著作で直隸州と認定されている州が、別の著作では必ずしも直隸州とはされていない。表現がかなり充実している『大明一統志』、『寰宇通志』、『續文獻通攷』の間でさえ矛盾は多いし、記載法も統一性に欠けていたりする。筆者は、厳密な分析と検証をもとにして、各著作における直隸州の記載を一覧表（表一 明代政書と地理書における直隸州一覧表）にまとめた。参考にして頂きたい。

明代の各政書と地理書のあいだにおけるこのような直隸州に関する表現法と記載内容の違いをみると、明代直隸州はやはり臨時的で十分に制度化されていない要素が強く、いまだ、清代のような統一性を獲得できていなかったと、考えられるのである。

2. 明代直隸州の認定

ここまでの検討をつうじて、まず以下の点を整理できる。それは明代史研究にとって最高權威のひとつと呼んで良い根本資料である『明實録』でさえ、直隸州問題については、資料典拠としての証明能力に欠ける、ということである。その表現法には系統性がなく、あるべき記載も欠けており、さらに、記載は量的にも不足している。『明實録』以外にも、多くの

表一 明代政書と地理書における直隸州一覧表

		一四五五(景泰六 年『寰寧通志』)	一四六一(天順五 年『大明一統志』)	一五五七(嘉靖 三十一年『皇輿攷』)	一五七九(萬曆七 年『廣輿圖』)	一五六六(萬曆四 年『大明官制』)	一六〇三(萬曆 三十二年『續文獻 通攷』)	一六一三(二五(萬 曆四十一)天啓五 年『日營小輯』)	一六三六(崇禎九 年『皇明職方地圖』)	一六七八(康熙 十七年『讀史方輿 紀要』)	一七三九(乾隆四 年『明史』「地理志」)
北直隸	延寧州	○	○	○	○	○	○		∩	○	○
	保安州	○	○	○	○	○	○		∩	○	○
南直隸	廣德州	○	○	○	○	○	○	○	∩	○	○
	和州	○	○	○	○	○	○	○	∩	○	○
	滁州	○	○	○	○	○	○	○	∩	○	○
	徐州	○	○	○	○	○	○	○	∩	○	○
山西	汾州	∩	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	遼州	∩	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	沁州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	潞州	∩	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	澤州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河南	汝川	—	—		○	○		○		○	
陝西	靈州	—	—								∩
	興安州										∩
福建	福寧州	—	—	∩		○		○		○	○
廣東	羅定州	—	—		—	○				○	○
湖廣	沔陽州	∩	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	安陸州	∩	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	靖州	∩	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郴州	∩	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四川	潼川州	∩	○	∩	○	○	○	○	○	○	○
	眉州	∩	○	∩	○	○	○	○	○	○	○
	嘉定州	∩	○	∩	○	○	○	○	○	○	○
	瀘川	∩	○	∩	○	○	○	○	○	○	○
	雅州	∩	○	∩	○	○	○	○	○	○	○
	邛川	—	—	∩		○		○		○	○
廣西	泗城州	○	○			⊕	○			○	∩
	利州	○	○			⊕	○			○	
	奉議州	○	○			⊕	○			○	
	向武州	○	○			⊕	○			○	∩
	都康州	○	○			⊕	○			○	∩
	龍州	○	○			⊕	○			○	∩
	江州	○	○		○	⊕	○	∩	○	○	∩
	思陵州	○	○			⊕	○			○	∩
	恩城州					⊕	○				
	歸德州					⊕	○				
	上隆州					⊕	○				
果化州					⊕	○					
田州					⊕				○	∩	

	憑祥州 歸順州	—	—			⊕		Ⓚ		○	Ⓚ
雲南	北勝州	○	○			○	○	○	○	○	Ⓚ
	威遠州	Ⓚ	Ⓚ			⊕				Ⓚ	Ⓚ
	灣甸州	Ⓚ	Ⓚ			⊕				Ⓚ	Ⓚ
	鎮康州	Ⓚ	Ⓚ			○				Ⓚ	Ⓚ
	大侯州	Ⓚ	Ⓚ			○				○	Ⓚ
	新化州				○	○	○	○	○		
貴州	普安州	○	○	Ⓚ		○	○	○			Ⓚ
	永寧州	○	○	Ⓚ		○	○	○			Ⓚ
	鎮寧州	○	○	Ⓚ		○	○	○			Ⓚ
	安順州	○	○	Ⓚ		○	○	—	—	—	—

凡例一：○のついたものは明白に直隸州であると認定できる州である。

凡例二：空白の部分はその直隸州について記載そのものがない部分である。

凡例三：「—」は当該行政単位が府、散州、或いは縣である（直隸州ではない）ことを示している。

『寰宇通志』：Ⓚは標題についてはその他の直隸州と同じ位置に大書されているが、具体的な説明の部分では「直隸州」という単語は使われていない。

『大明一統志』：Ⓚは標題についてはその他の直隸州と同じ位置に書かれているが、具体的な説明の部分では「直隸州」という単語は使われていない；廣西省の泗城州、利州、貴州省の普安州には「直隸州」の文字がなく、「隸」の文字があるだけであるが、直隸州とみなしうる；貴州省の永寧州、鎮寧州、安順州には「直隸州」の文字がなく、「属」の文字があるだけであるが、直隸州とみなしうる。

『皇輿攷』：はっきりと「直隸州」と記載されているのは北直隸の二州、南直隸の四州、山西省の四州と湖廣省の二州の全十二州である；Ⓚは四川省二十州、福建省一州、貴州省四州だが、府と同じ並びで書かれており府属州とは考えがたい。ただ浙江省一州、江西省一州も同じように書かれているが、この二州は間違いなく府属州である；四川省、福建省、貴州省、浙江省、江西省を除けば、その他の各省については「直隸州」と属「州」は、はっきりと区別して記載されている。

『廣輿圖』：普通は「直隸」とだけ書かれているが、雲南省北勝州と廣西省江州については「直隸布政司」と書かれている。

『大明官制』：「直隸州則大書之」という明確な基準がある；Ⓚは直隸州だが、土州である；廣東羅定州については「直隸布政司」と特に書かれ、汾州府に昇格している。

『續文獻通攷』：「直隸」の文字が記載されている例は実際には多くない；澤州、汾州、潼川州、上隆州、歸德州、思陵州、龍州、普安州、新化州、沔陽州には「隸」の文字だけが使われ、利州、恩城州、永寧州、鎮寧州、安順州には「属」の文字だけが使われている。

『目營小輯』：Ⓚは州名の上に直隸の記載がないが、個々の説明の部分に「直隸」の記載がある；ⓀはⓀと同じだが、土州である；すべての州が府と同じ位置に記載されているため、直隸州であるか否かを認定する根拠は州名の上にある「直隸」の文字と各州個々の説明の部分である；湖廣省の小標題にのみ「直隸州二」の記載がある。

『皇明職方地圖』：Ⓚは北直隸の二州と南直隸の二州には「直隸」の文字がないが、府属州でもないという意味である。

『讀史方輿紀要』：Ⓚは禦夷直隸州である；Ⓚは禦夷州だが「直隸」の記載がなく府属州とも考え難いもの；泗城州、向武州、澤州については「隸」とだけ書かれている；郴州、羅定州、歸順州についてはそれぞれの説明には「直隸」の文字がないが小標題にははっきりと「直隸」と書かれている。この点は「清代抄本」でも確認してある；その他の「直隸州」については大標題にそう書かれている。もともと、廣西省の泗城州、利州、奉議州、向武州、都康州、江州、思陵州、龍州、憑祥州についてはみな大標題にその文字がない。

『明史』：本書の記載内容の時間は、「終明之世」である（中華書局排印本、第四卷八八二頁）；Ⓚは小標題の上には直隸州とは書かれていないが、個々の説明のなかに直隸州であることを示す記載があるものである。

政書・地理書にも記載の系統性がなく、さらに、記載内容間の矛盾も多い。はなはだしきに至っては、『大明官制』と『皇輿攷』以外では、そもそも「直隸州」という単語自体が存在しない（こうした意味では、『大明官制』の記載は突出して明確で、系統性がある。単独で依拠するなら最も信頼性が高い。だが、この一つの著作で、変遷を検討することはできないし、他の著作との内容の開きも大きい以上単独で根本資料とするのも危険であろう。その意味では、その破格の価値は認めるにしても、今後いっそう慎重な検討が求められよう）。さらに、各種「地方誌」も重要な資料なのであるが、直隸州について、『明實録』にさえ欠けている記載の系統性を、明代地方誌に求めるのは困難である。

このようにみえてくると明代地方官制の研究には資料面の制約が大きいことがわかる。直隸州についてはなおさらである。これが明代地方官制研究を中央官制研究と比べた場合にみられる遅れの一因かも知れない。もっとも、たとえ各資料の記載法に違いがあり、記載内容に大きな異動があるとはいえ、これだけ多くの資料があることは大きな優位性であり、これを利用して根拠を積み上げていくことは可能であろう。

唯一の根本資料はみいだし難いが、筆者作成の表一「明代政書と地理書における直隸州一覧表」にもとづいて、各州の状況を比較検討することで、基礎となる認識を帰納し、反証可能性を否定することで根拠づけることはできる。

たとえば、この「一覧表」において、山西省澤州と廣西省利州は直隸州である。双方とも、『明實録』に記載はないものの、「一覧表」におけるその他の著作も一致して、澤州を直隸州と認定している。他方、利州が直隸州であるかどうかとなると、その根拠は澤州ほど強いものではない。このようにして、直隸州認定の根拠の確実性を検証していくことは可能である。

ところで、『明實録』の記載は前述のとおり、完璧とはいいがたい。しかし、『明實録』の資料的価値は強力である。『明實録』の記載を直接の根

拠にはできないものの、帰納した仮説的内容の反証根拠としては十分に用いることができる。『明實録』が少なくとも否定していない内容について、一定の根拠を認めることは可能であろう。

たとえば「一覧表」において、南直隸の和州と山西省の沁州は、直隸州と認定されている。もっとも、『明實録』には、それが直隸州であることを根拠づける記載はない。けれども「一覧表」にある各著作の記載からこの二つの州が直隸州であったと推測することは可能である。しかも、『明實録』にも、少なくともそのことを否定する記載はないのであるから、反証可能性を否定することで一定の検証はされたと考えられる。

このように、比較による仮説設定と、反証可能性の否定という手続きにより、明代直隸州の状況を統一性と系統性をもって確定することができる。

その他、このような方法によって、不十分な『明實録』の記載にも、一定の積極的意味を認めることが可能となる。たとえば、洪武四年（1371年）九月「改廣徳府為廣徳州」^[20]という記載がある。この記載を「廣徳州を直隸州と認定するには不十分である」とみなすだけならそこまでだが、この記載は「廣徳州が直隸州であることを否定してはいない」と読み込んだうえで、その確実性をその他の根拠によって担保していくことをそれは意味する。

ここにいたって、筆者が明代直隸州をどのように認識するか、その具体的判断を示す必要があるだろう。各州について、ひとつひとつ解釈根拠を示し、筆者がどの州を直隸州と認定するかを示すのに先だって、ここでは、仮説設定の3つの原則を示すこととする。

第一に、直隸州認定の根拠として、筆者は、『大明會典』をその一次的な典拠資料することとする。確かに『大明會典』には「直隸」の文字はあまり出てこない。これは『大明會典』の大きな欠点である。もっとも同書の「戸部-州縣」の部分の排列と記載には系統性と規律性があり信頼性が高いと考えられる。さらに大事なことは、『大明會典』には正徳會典と、萬曆會典という成立年代が大きく異なる二種があり、同じ形式を整えたこ

表二 明代正徳年間から萬曆年間における直隸州変遷表

正徳以前の記載		1511 (正徳六) 年 正徳『大明會典』	1587 (萬曆十五) 年 萬曆『大明會典』	正徳と萬曆間の記載 () 内は萬曆十五年より 後の記載	
永樂十八年十一月「直隸京師」『太宗實録』卷231	北直隸	隆慶州	延慶州	「舊爲隆慶州、隆慶元年改」 『萬曆會典』	
永樂十八年十一月「直隸京師」『太宗實録』卷321		保安州	保安州		
洪武四年九月「府爲州」『太祖實録』卷68	南直隸	廣德州	廣德州		
		和州	和州		
洪武二十二年二月「直隸京師」『太祖實録』卷195		滁州	滁州		
洪武十四年十一月「直隸六部」『太祖實録』卷140		徐州	徐州		
	山西	汾州	汾州		(萬曆二十三年五月「陞汾州爲府」『神宗實録』卷285)
		遼州	遼州		
		沁州	沁州		
		潞州	潞安府		「舊爲潞州、嘉靖十一年陞」 『萬曆會典』
成化十二年九月「以汝州……改隸河南布政司」『憲宗實録』卷157	河南	汝川	汝川		
「弘治十三年開設直隸布政司」『正徳會典』	陝西	靈州	→ ?	1)	
成化九年三月「福寧縣爲州直隸布政司」『憲宗實録』卷114	福建	福寧州	福寧州		
「肇慶府德慶州龍水縣」『正徳會典』	廣東	龍水縣	ノ	「萬曆五年以龍水縣改設」 『萬曆會典』	
洪武九年四月「改靖州府爲靖州…隸湖廣省」『太祖實録』卷105	湖廣	靖州	靖州		
洪武九年四月「改郴州府爲郴州…隸湖廣省」『太祖實録』卷105		郴州	郴州		
洪武九年四月「改沔陽府爲沔陽州…隸湖廣省」『太祖實録』卷105		沔陽州	ノ	属于承天府	
洪武九年四月「改安陸府爲州…隸湖廣省」『太祖實録』卷105		安陸州	ノ	承天府	
洪武九年四月「改四川潼川府爲潼川州…隸四川省」『太祖實録』卷105	四川	潼川州		「舊直隸布政司嘉靖十一年改隸」『萬曆會典』	
洪武十三年十一月「四川…眉縣俱爲州」『太祖實録』卷134		眉州		「舊爲安陸州嘉靖十年陞」 『萬曆會典』	
洪武九年四月「改四川…嘉定府爲嘉定州…隸四川省」『太祖實録』卷105		嘉定州	嘉定州		
		瀘州	瀘州		
		雅州	雅州		
成化十九年二月「陞四川邛縣爲州」『太祖實録』卷237		邛州	邛州		
洪武九年六月「泗城…隸廣西」『太祖實録』卷106	廣西	泗城州	泗城州		
		和州	和州		

洪武七年正月「直隸廣西行省」『太祖實録』卷87 洪武九年六月「瀧州…隸廣西」『太祖實録』卷106 洪武二十一年正月「始置思陵州隸州」『太祖實録』卷188 「鎮州四」「正德會典」		奉議州		奉議州	
		向武州		向武州	
		都康州		都康州	
		瀧州		瀧州	
		江州		江州	
		思陵州		思陵州	
		田州府	↘	田州	嘉靖九年十二月「田州府降爲州」『世宗實録』卷120
		屬於田州府	↗	歸德州	
		屬於田州府	↗	上隆州	
		屬於田州府	↗	果化州 ²⁾	
		屬於田州府	↗	恩城州	
		屬於鎮安府	↗	歸順州	
「弘治九年添設」『正德會典』 正統七年九月「改…北勝州隸雲南布政司」『英宗實録』卷96 洪武三十五年十二月「設…威遠…州」『太祖實録』卷15 永樂三年四月「陞灣甸長官司爲灣甸州」『太祖實録』卷41 永樂七年七月「設鎮康州隸雲南布政司」『太祖實録』卷94 宣德三年五月「陞雲南大候長官司爲大候州」『宣宗實録』卷43	雲南	北勝州		北勝州	
		威遠州		威遠州	
		灣甸州		灣甸州	
		鎮康州		鎮康州	
		大候州		大候州	
		馬籠他郎甸長官司	↗	新化州 ³⁾	
永樂十三年十二月「改貴州普安撫司爲普安州隸布政司」『太祖實録』卷171 「正統三年八月…永寧州…隸貴州布政司」『英宗實録』卷45 「正統三年八月…鎮寧州…隸貴州布政司」『英宗實録』卷45 「正統三年八月…安順州…隸貴州布政司」『英宗實録』卷45	貴州	普安州		普安州	
		永寧州		永寧州	
		鎮寧州		鎮寧州	
		安順州		安順州	

註1) 陝西省靈州は、正徳「大明會典」には直隸州と記載されているが、正徳「大明會典」と「明史」「地理志」以外の別の地理書なかには「靈州」という名前を見つけれない。「_____」記号は記載がないことを示す。「→？」は昇格・降格関係が不明なことを表す；その他、別の箇所では「↗」は昇格を、「↘」は降格を表す。昇格・降格がなければ記号は書いていない。

註2) 果化州はもととも田州府に下屬していた。その後、萬曆「大明會典」では直隸州となっている。「世宗實録」卷一二〇には、嘉靖九年十二月に「改果化州隸南寧府管轄」という記載があるが、萬曆「大明會典」の記載では果化州は南寧府の下屬にはなっておらず、直隸州として扱われている。ここでは直隸州として扱っている。このように解釈しても、上述の「明實録」の記載とは矛盾しない。

註3) 馬籠他郎甸長官司はおそらく直隸州と同格であった。ここではただ、直隸州が増えたという意味で、右上がりの矢印を使ってある。その他、以下を参照されたい。洪武十七年四月「雲南諸酋長…朝貢…馬籠他郎甸副長官授以誥勅冠帶」『太祖實録』卷一六

その他1：廣西省憑祥州を直隸州とみなす地理書もある。だが、正徳「大明會典」にしても萬曆「大明會典」にしても同州を直隸州とはみなしておらず、両者ともに思明府の下屬州だとみなしている。したがって、本表では言及していない。

その他2：陝西省興安州は、「明史」「地理志」によれば、萬曆二十三年（1595年）になってやっと直隸州に昇格している。したがって、ここでは言及していない。

の二著を比較することで、長期間の変化の過程を検討することも可能となる。この二著にはいわばそうした理想的比較材料という側面がある。この点は、『大清會典』まで念頭に入れれば、その比較可能性はさらに時間的に延長されることになろう。筆者は、二つの『大明會典』をもって、明代直隸州認定の一次的典拠資料とする。その場合に、同書において、府に下屬しておらず、しかも府と平行して同列に並べられている州を、基本的には直隸州認定の材料とする。

第二に、最も根本的な典拠はやはり、『明實録』である。特にそれは、反証可能性があるかどうかを認定する根拠として重要である。もし筆者が直隸州と認定する州について、『明實録』にそれを否定する記載がなければとりあえず、それをもって反証可能性を否定する根拠とする。また、『大明會典』のなかにも部分的に「直隸」の二文字が存在する。これにも『明實録』と同等の証拠能力を認める。もっとも、『大明會典』と『明實録』の間に矛盾がある場合には、『明實録』の記述を優先させる。

第三に、仮説設定において、『大明一統志』、『寰宇通志』、『大明官制』、『皇輿攷』および『目營小輯』の五著を二次的な典拠資料とする。もっとも、廣西省、雲南省、貴州省の三省については、前三者と後二者の記載の間に非常に大きな違いがある。筆者はこれを事実問題とは考えず、認識視角の問題と考える。この三省については『大明一統志』、『寰宇通志』、『大明官制』をもとに認定をおこなう。同時に、『皇輿攷』および『目營小輯』は反証可能性を否定する根拠としては用いない。

それでは、ここで筆者の観点から、明代直隸州の存在をひとつひとつ確認していくこととする。表二となる「明代正徳年間から萬曆年間における直隸州変遷表」を参照されたい。

北直隸 延慶州、

保安州：『明實録』にはこの二州を直隸州とみなす記載がある^[21]。

南直隸 廣德州：上述の五種類の資料は一致して廣德州を直隸州とみなしている；また、『明實録』の記載もそれを否定して

いない^[22]

和州：上述の五種類の資料が直隸州とみなしており、『明實録』に記載もそれを否定していない。

滁州、

徐州：『明實録』自身がこの二州を直隸州とみなしている^[23]。

山西省 遼州、

沁州、

澤州：五種類の資料が一致してこの三州を直隸州とみなしており、『明實録』にもそれを否定する記載はない。

潞州：正徳『大明會典』には直隸州と記載されている。その後、嘉靖十一年（1523年）に潞安府に昇格している（『明史』には、嘉靖八年二月に潞安府に昇格、と記載されている）。それ以前については、二つの資料が直隸州とみなしている^[24]。『明實録』に記載はないが、否定する記載もない。

汾州：『明實録』には、萬曆二十三年（1595年）に府に昇格と記載されている^[25]；『大明官制』と『目營小輯』も府とみなしており、他の三種類の資料は直隸州とみなしている。『明實録』も否定していない。

河南省 汝州：正徳『大明會典』と『明實録』が一致して直隸州とみなしている^[26]。

陝西省 靈州：正徳『大明會典』と『明史』以外には記載がないため、直隸州とはみなしがたい。

興安州：『明史』にのみ記載があるだけであり、直隸州とはみなしがたい。

福建省 福寧州：萬曆『大明會典』と『明實録』が一致して直隸州とみなしている^[27]。

廣東省 羅定州：五種類の資料のなかで直隸とみなしているのは『大明

官制』だけが、萬曆『大明會典』は直隸州と認めており、瀧水縣からの昇格も記録されている。さらに、『明實録』にはこれを否定する記載はない。

湖廣省 靖州、
郴州、
沔陽州、

安陸州：『明實録』には四州とも直隸州と記載されている^[28]。また、萬曆『大明會典』にも記載がある。嘉靖十年（1531年）安陸直隸州は承天府に昇格し、嘉靖十一年（1532年）に沔陽直隸州は散州に降格し承天府に下屬している。

四川省 潼川州、
嘉定州、
眉州、
邛州、
瀘州、

雅州：五種類の資料がこの六州を直隸州とみなしている。潼川州、嘉定州については、『明實録』も直隸州とみなしている。眉州、邛州については十分な記載がないが、否定する記載はない^[29]。瀘州、雅州については、『明實録』には記載がないが、否定する記載もない。

廣西省 泗城州、
利州、
奉議州、
向武州、
都康州、
龍州、
江州、

思陵州：三種類の資料が直隸州とみなしている。；泗城州、奉議州、龍州については『明實録』も直隸州とみなしている^[30]。思陵州については『明實録』の記載は不十分だが^[31]、否定もされない。その他の四つの州については『明實録』には記載がないものの否定もされていない。

歸順州：正徳『大明會典』では鎮安府に下屬しているが、萬曆『大明會典』では府屬州ではない。正徳『大明會典』の記載によれば弘治九年（1496年）に添設されたとされており、当然のことながら、『大明官制』以外には記載がない。萬曆年間に直隸州であったと考えることは可能である。『明實録』もそれを否定していない。

憑祥州：五種類の資料にも『明實録』にも記載がなく直隸州とはみなせない。

田州：正徳『大明會典』では田州府とされており、『明實録』に説明がある^[32]。萬曆『大明會典』に田州が直隸州であることを否定する記載はなく、府にも下屬していない。『大明官制』は直隸州とみなしており、『明實録』も否定していない^[33]。田州はもともと田州府だったものが、嘉靖年間に田州直隸州になったものと考えられる。

歸德州、

上隆州、

果化州、

恩城州：正徳『大明會典』では田州府に下屬していた歸德州、上隆州、果化州、恩城州は萬曆『大明會典』には直隸州とは記載されていないが、府には下屬していない。『讀史方輿記要』の記載には依拠できないが、『大明官

制』の記載により、暫定的に直隸州とみなすことはできる。『明實録』に反証根拠はみいだせない。

雲南省 北勝州：『明實録』は直隸州として記載している^[34]。

鎮康州：『明實録』は直隸州として記載している^[35]。

威遠州、

灣甸州、

大候州：三種類の資料が直隸州とみなしている。『明實録』の記載は不十分であるが、否定してもいない^[36]。

新化州：『大明官制』と『目營小輯』は直隸州と記載している。

萬曆『大明會典』には直隸州とする記載はないが、府屬州ともみなしておらず、直隸州とみなしうる。『明實録』にこれを否定する記載はない。

貴州省 普安州：『明實録』には直隸州と記載されている^[37]。

永寧州、

鎮寧州、

安順州：『明實録』に記載があり直隸州とみなすことができる^[38]。

上記の検討をつうじて、整理された根拠にもとづいて、明代直隸州の具体状況について、以下のように確定することができる。

正徳六年（1511年）（正徳『大明會典』が成立した年）から萬曆十年（1587年）（萬曆『大明會典』が完成した年）の間にずっと存在し続けたことが確かな直隸州は下記のとおりである。

北直隸 延慶州、保安州

南直隸 廣德州、和州、滁州、徐州

山西省 遼州、沁州、澤州、汾州

河南省 汝州

福建省 福寧州

湖廣省 靖州、郴州
 四川省 潼川州、嘉定州、眉州、邛州、瀘州、雅州
 廣西省 泗城州、利州、奉議州、向武州、都康州、龍州、江州、思陵州
 雲南省 北勝州、威遠州、灣甸州、鎮康州、大候州
 貴州省 普安州、永寧州、鎮寧州、安順州

以上、全部で三十七の直隸州であった。

その他に、直隸州と関連する変遷（昇格と降格）の事例で確かなものは全部で十一例あった。

山西省 潞州直隸州が潞安府に昇格した
 廣東省 瀧水縣が羅定直隸州に昇格した
 湖廣省 沔陽州直隸州が散州に降格し承天府に下属するようになった
 安陸州直隸州が承天府に昇格した
 廣西省 田州府が降格して田州直隸州となった
 歸徳州が昇格して歸徳直隸州となった
 上隆州が昇格して上隆直隸州となった
 果化州が昇格して果化直隸州となった
 恩城州が昇格して恩城直隸州となった
 歸順州が昇格して歸順直隸州となった
 雲南省 馬龍他郎甸長官司が新化直隸州になった（表二の註2）を参照）

この十一例を含めて考えると、明代正徳六年（1511年）の時点では四十直隸州だったものが、萬曆十五年（1587年）には四十二直隸州だったことになる。その間、そのうちの三十七直隸州は76年間変化がなく存在し続けた。

以上が、前述の基準にそって確定した明代直隸州の実情である。この状

況には一定の仮説による推定が含まれているが、それは単純な推測ではなく、この推定は基準を明示した根拠にもとづいている。将来、新資料の発見があれば随時変更することが可能である。仮説的な推定ではあっても、恣意的なものではなく、歴史記述の根拠があるものであり、しかも、その他の歴史記述により統一的に検証・反証をへたものなのである。直隸州については、明代の政書や地理書それぞれの記述に相当の隔たりがあることは、すでに何度も確認したとおりである。特定のひとつの資料にもとづいて立論を展開すれば、錯誤も弊害も明らかであろう。複数の歴史記述をもとにした根拠明快な仮説の有効性は理解されよう。この作業によって資料間の矛盾は、合理的に調整されていると考える。

以下では、この資料にもとづいて、明代直隸州の特徴について、分析をおこなうこととする。

3. 明代直隸州の特徴

明代直隸州について分析をおこなうためには、やはり、西南地域の廣西省、雲南省と貴州省の三省の直隸州に注目し、その存在形態に合理的な説明をすることが必要である。これらの直隸州は、いったん清代に入るとあまねく府に下屬するようになり、いくつかの州についてはその後どうなったのかさえまったくわからない。他の省の直隸州と比べると、極めて不安定な存在であったことが推測されるからである。より正確に言えば、十分に制度化されていなかった、と考えることもできる。

康熙『大清會典』にもとづいて認定できる直隸州は全部で二十一にすぎない。この時点では、廣西省、雲南省と貴州省には、すでに直隸州はまったく存在しない。他方、明代においてこの三省に存在していた直隸州には以下のような変化があった。廣西省では、歸徳州、果化州が南寧府に下屬するようになる；龍州、江州、思陵州は大平府に下屬するようになる；奉

議州、向武州、都康州、田州は鎮安府に下屬するようになる；歸順州は思恩軍民府に下屬し、泗城州だけが泗城軍民府に昇格している；利州、上隆州、恩城州はどうなったかわからない；雲南省においては、北勝州が大理府に下屬するようになる；大候州は雲州と改名され順寧府に下屬するようになった；新化州は新平縣となって臨安府に下屬するようになった；灣甸州、鎮康州、威遠州の三州はどうなったかわからない（もっとも雍正『大清會典』には、灣甸州と鎮康州が永昌府の下屬となっているという記載がある）；貴州では、安順州が安順軍民府に昇格し、安順軍民府には普安州、永寧州、鎮寧州が下屬するようになっている^[39]。

上記の西南三省における二十四直隸州のなかで、十五直隸州がその後府屬州（＝散州）に降格し、一直隸州がその他の行政区に編入され、六直隸州についてはその存在すら不明になる。わずかに二直隸州が軍民府に昇格している。

清朝にいたるまでずっと直隸州であり続けたその他の二十一州と比べると、廣西省、雲南省、貴州省のこれらの直隸州にはやはり違いがある。しかも、土官の管轄する土州、土府がほとんどである。不安定で臨時的、あるいは制度化が不十分と指摘することは可能であろう。

本稿では主に『大明官制』に依拠してこれら西南三省の州を直隸州と認定した。けれども、再度強調させて頂くが、廣西、雲南、貴州三省の直隸州の問題は、事実の問題であるよりは、認識視角の問題なのである。

本稿で示した各種の資料のなかで、明確に「直隸州」という単語を用いているのは『大明官制』と『皇輿攷』だけである。したがって、明代の直隸州問題については、この二著には突出した価値と信頼性がある。しかしながら、この二著の完成年をみると、『皇輿攷』が嘉靖三十六年（1557年）であり、『大明官制』が萬曆十四年（1586年）と比較的近いにもかかわらず、この二著それぞれの直隸州認識には非常に大きな開きがある。『皇輿攷』に記載された直隸州が二十三にすぎないのにたいし、『大明官制』には四十四直隸州が記載されている。この違いの主な原因は、西南三省の諸

州に対する認識の不一致による。嘉靖三十六年と萬曆十四年の間には州にかんする昇格や降格の記載はほとんどなく、事実問題としては、ほとんど変遷がなかったことが確認できる。西南三省の直隸州問題が、事実問題ではなく、認識視角の問題だと指摘した所以である。

上記の部分では、筆者は『大明官制』に近い立場に依拠して立論を展開している。その主な理由は以下のとおりである。もし『皇輿攷』の観点に立つとすると、かなりの州が、直隸州でもなく散州でもないという、曖昧な状態に置かれてしまうことになり、結果的に、明確な系統性が維持できないことになる。本稿においては、系統性と明確性を最重視することは、再三指摘してきたとおりである。これが『大明官制』と同じ視点に立つ理由である。

清代との比較をも想定した総合的な検討をすれば、系統性は是非にも優先されなければならない。けれども、同時に強調しておかなければならないのは、廣西、雲南、貴州の直隸州は特殊な存在であり、これらの直隸州については、各資料の記載の間に大きな開きがある。そして、一旦清朝に入るとその大部分が府属州に降格されてしまう。もしこれらの諸州が、直隸州として十分な条件を備えていたなら、このようなことはありえないであろう。これらの諸州の大部分は、土官管理下のいわゆる土州であり、その他の直隸州と比べると、管轄域はかなり狭く、大部分が下屬縣をもっていないか領縣は一縣のみであった。貴州の永寧州、鎮寧州、安順州はそれぞれ領縣が二であったが、これも正確に言えば、下屬していたのは「縣」ではなく、土官管理下の「長官司」であった。

明代直隸州一般（西南三省以外の、という意味である）については、以下の特徴を指摘することができる。

第一に、直隸州であるか否かの記載が曖昧であり、資料によって記載の仕方もちまちまちであり、さらには、資料間の記載内容に違いや矛盾が多い。『皇輿攷』と『大明官制』には「直隸州」という単語が用いられていると

はいえ、双方の記述にも大きな違いがある。明代直隸州は不安定で曖昧な存在であり、清代直隸州が備えているような規格化された統一性と比べると、その記載の仕方も、注示のような臨時的性質を免れないようにみえる^[41]。この記載の曖昧さは、制度化が不十分だった当時の直隸州の現実も反映していたよう思われる。

第二に、明代直隸州知州と散州知州の品級は同じであった。この点、清代とは異なる。清代においては、直隸州知州の品級は、散州知州より半級高かった。乾隆三十五年より前にはともに従五品であったが、乾隆三十五年（1770年）以降、直隸州知州は正五品、散州知州は従五品となる。明代において、二種類の知州の品級が同じであったことは、清代とくらべて、明代の直隸州と散州の区別が大きくなり厳格でもなかったことを意味している。おそらく上下、昇格と降格の感覚も、清代ほどには明確ではなかったのかも知れない。この点も、明代直隸州の臨時性を示すものだといえそうである。

第三に、明代直隸州は清代直隸州と比べて、領縣の数が少ない。清代直隸州の領縣の平均が2.98^[42]であるのに対し、明代直隸州の平均領縣数は1.88である^[43]。明代において、直隸州と散州の平均領縣数の違いは大きくない。この点も、明代においては、直隸州と散州間の昇格・降格が比較的容易だったことを意味しているのではないだろうか。ここにも明代直隸州の臨時性、つまりは不十分な制度化をみることは可能であろう。

むすびにかえて

このように明代直隸州には、清代のような規格化された統一性をみいだすことはできず、制度化が不十分であり多分に臨時性をともなっていた。もっとも、さらに詳細な分析をおこなうと、清代と類似した現象も指摘することができる。それは以下のとおりである。

第一に、清代雍正朝以降、多くの直隸州が設置された。当時、直隸州の候補の大部分が散州であった。明代においても、直隸州と散州の関係は密接であった（もっとも、清代において両者の差異は明確であるのに対し、明代においては両者は区別すら曖昧だったという違いはある）。

第二に、清代に新しく設立された府のなかで、その大部分がもともとの直隸州から昇格したものである。本稿の範囲内でも、潞州直隸州が潞安府に昇格したり、安陸州直隸州が承天府に昇格したり、汾州が汾州府に昇格したり^[44]、安順州が安順軍民府に昇格したり^[45]、泗城州が泗城軍民府に昇格したり^[46]という事例があり、明代においても、直隸州はすでに新設府の候補であった。

第三に、清代雍正年間後、散州が直隸州に昇格し、直隸州が府に昇格するに際して、別の行政単位から縣が異動して新直隸州や新府に下屬する事例があったが、明代においても、潞安府や承天府成立の際に同様の現象がみられた（もっとも、明代では、散州が直隸州になる場合にはこの現象はみられず、清代にくらべて制度化の程度は低かったといえるかもしれない）。

第四に、清代においては、直隸州の新設等は戸部管轄の案件であった。そして、『清實録』の該当箇所には昇降の背景や理由が明快に記載されていた。けれども、『明實録』では一般に、背景や理由に関する記述はみいだせない。唯一の例外は、河南省汝州である。成化十二年（1476年）九月、「以汝州距南陽府七百餘里，原隸於府，每移文往復甚艱，欲改隸河南布政司。事下戸部，覆奏從之」^[47]。唯一の記載であるため、ここから全体を推測することはできないが、この事例を清代に先立つ先例とみなすことは可能かもしれない。

明代直隸州は、制度化の程度が不十分で、多分に臨時性をもっていたが、明代直隸州と清代直隸州の間には、一定程度の連続性をみいだすことも可能なのである^[48]。

☆本稿は1992年3月『中央大学大学院研究年報 第21号』に中国語で掲載された原稿を資料として用いながら、旧稿の誤りを正すとともに、相応の加筆修正をおこなって成稿としたものである。

註釈

- [1] 『辭海・歴史分冊・中國古代史』上海辭書出版社，一九八一年，一七七頁
- [2] 『明史』中華書局排印本，『明史』第四冊，八八四頁，九一〇頁，九五八頁，九七七頁，一〇二一頁，一〇七一頁，一一二一頁，一一三三頁
- [3] 『明史』一一四八頁，一一七七頁，一一九七頁
- [4] 『明史』一一六四～一一六六頁，一一八七頁，一二〇二～一二〇三頁
- [5] 『明史』一一九四～一一九五頁。その他に、陝西省の靈州と興安州も布政司に直隸し、府には下屬していない。もっとも、靈州については、『明史』と正徳『大明會典』以外の地理書には記載がない。興安州についても、ただ『明史』に記載があるだけであり、不確かな存在である。とりあえず、概括的に論ずるにために、本稿ではこの二州には言及しないこととする。
- [6] 『大明官制』については幾つもの版本が存在する。この点については、以下を参照されたい。山根幸夫『大明官制について』（『岩井大慧博士古稀紀念典籍論集』大安，一九六三年）。筆者がここで依拠した版本は、以下のものである。萬曆十四年（1586年）寶善堂刊，『重刻增補京板・大明官制大全』
- [7] 二十一州というこの数値の根拠は、康熙四十三年（1704年）増修の『増修皇輿表』である。康熙朝一代においては、直隸州の数量にはあまり大きな変化はなかった。
- [8] 『明太祖實録』卷二三一，上海古籍影印本第九卷二二三七頁
- [9] 『明太祖實録』卷九四，影印本第七卷一二四八頁
- [10] 『明太祖實録』卷一〇六，影印本第三卷一七七七頁
- [11] 『清世宗實録』卷七六，中華書局影印本第七卷一一二八頁
- [12] 明張天復撰。本稿が依拠したのは北京圖書館所蔵の『嘉靖十卷本』である。当該版本には嘉靖三十六年（1557年）の張天復による「序」があり、彼が自ら編纂した初版本である。また同版本には嘉靖三十八年（1559年）の袁福徵による「尾叙」がある。
- [13] 明李賢等撰。本稿で依拠したのは『天順原本』の三秦出版社影印本である。
- [14] 明陳循等撰『玄覽堂叢書續集』。本稿では基本的にこの版本に依拠してい

る。ただ、残念ながら『玄覽堂叢書續集』版には福建省部分が欠落しており、欠落部分については、北京圖書館に所蔵されている『景泰刻本』によって補充をおこなっている。

- [15] 明王折撰、萬曆三十一年（1603年）序刊、現代出版社影印本
- [16] 明陸化熙撰。陸化熙の自序によれば、本書の成立は萬曆四十一年（1613年）であるが、著作中には天啓五年（1625年）の資料も用いられており、刻本に際して校補された可能性がある。このことから付梓は天啓五年八月以後のことと推測される。本稿で用いたのは、臺灣學生書局印行による中国史学叢書三編所収の天啓刊本『目營小輯』であり、原本は臺灣中央圖書館所蔵のものである。
- [17] 明陳組綬撰、崇禎九年（1636年）序刊。本稿で利用したものは北京大学圖書館所蔵の当該版本である。
- [18] 明羅洪先の『廣輿圖』は、元朱思本の『輿地圖』をもとに修正を加えて成立したものである。『廣輿圖』の最も早期の版本である嘉靖三十四年（1552年）本は、現在、北京圖書館に所蔵されているが、稀少本のため頻度の高い閲覧には不向きである。本稿で主に依拠したのは、北京大學圖書館所蔵の萬曆七年（1579年）重刊本である。
- [19] 清顧祖禹編著。おおよそ、康熙三十一年（1692年）前に成書をなしたものである。本稿では基本的に中華書局排印本を用い、必要に応じて、北京大學圖書館所蔵の清代抄本と対照してある。
- [20] 『明太祖實録』卷六八、影印本第二卷一二八二頁
- [21] 永樂十八年十一月「順天府保安隆慶二州併直隸京師」、『明太宗實録』卷二三一、影印本第九卷二二二七頁。その他、隆慶州は、隆慶元年（1567年）に延慶州に改称されている。けれど論述の都合上、隆慶元年以前についても、「延慶州」という名称に統一してあることをお断りしておきたい。
- [22] 洪武四年（1371年）九月「改廣德府爲廣德州」、『明太祖實録』卷六八、影印本第二卷一二八二頁
- [23] 洪武十四年（1381年）十一月、「以鳳陽府之徐州直隸六部」、『明太祖實録』卷一四〇、影印本第四卷二二〇一頁。洪武二十二年（1389年）二月、「以鳳陽府滁州直隸京師」、『明太祖實録』卷一九五、影印本第四卷二九三一頁
- [24] 潞州「洪武九年直隸山西布政司」、『大明一統志』卷二一、「洪武九年直隸布政司、嘉靖八年陞爲府」、『續文獻通攷』卷二三〇「輿地二」、浙江古籍出版社『十通』影印本・考四六六七頁
- [25] 萬曆二十三年（1595年）五月、「改汾州爲府」、『明神宗實録』卷二八五、影印本第五七卷五二九〇頁
- [26] 成化十二年（1476年）九月、「以汝州……改隸河南布政司」、『明憲宗實録』卷一五七、影印本第二五卷二八七五頁

- 【27】成化九年（1473年）「陞福建福寧縣爲州，直隸布政司」，『明憲宗實錄』卷一一四，影印本第二四卷二二一一頁
- 【28】洪武九年（1376年）四月，「改安陸府爲安陸州……改沔陽府爲沔陽州……改郴州府爲郴州……改靖州府爲靖州……俱隸湖廣省」，『明太祖實錄』卷一〇五，影印本第三卷一七五八頁
- 【29】洪武九年（1376年）四月，「改四川嘉定爲嘉定州……潼川府爲潼川州……俱隸四川省」，『明太祖實錄』卷一〇五，影印本第三卷一七五八頁。成化十九年（1483年）二月，「陞四川邛縣爲州」，『明太祖實錄』卷二三七，影印本第二六卷四〇三二頁。洪武十三年（1380年）十一月，「四川……眉縣俱爲州」，『明太祖實錄』卷一三四，影印本第三卷二一三〇頁
- 【30】洪武九年（1376年）六月，「龍州……泗城州二州隸廣西爲便，詔從之」，『明太祖實錄』卷一〇六，影印本第三卷一七七七頁
- 【31】洪武二十一年（1388年），「始置思陵州祿州」，『明太祖實錄』卷一八八，影印本第四卷二八一三頁。洪武七年（1374年）正月，「以田州土官總督黃志威爲奉議州知州兼守禦事，直隸廣西行省」，『明太祖實錄』卷八七，影印本第三卷一五五一頁
- 【32】嘉靖七年（1528年）六月「請岑氏世有田州，民心繫戀，今請仍建一州」。『明世宗實錄』卷八九，影印本第四〇卷二〇一六頁
- 【33】嘉靖九年（1530年）十二月，「詔改廣西果化州隸南寧府管轄，果化原屬田州府，至是田州府降爲州，故命改隸」，『明世宗實錄』卷一二五，影印本第四一卷二八七二頁。この記述は必ずしも萬曆『大明會典』の記述とは矛盾しない。表二の註2）を参照されたい。
- 【34】正統七年（1442年）九月，「改雲南都司瀾滄衛軍民指揮使司北勝州隸雲南布政司，設流官吏目一員」，『明英宗實錄』卷九六，影印本第一五卷一九二六頁
- 【35】永樂七年（1409年）七月，「設鎮康州隸雲南布政司」，『明太宗實錄』卷九四，影印本第七卷一二四八頁
- 【36】『明太祖實錄』卷一五，『明太宗實錄』卷四一，『明宣宗實錄』卷四三，影印本第六卷二七〇頁。第七卷六七二頁，第一一卷一〇四六頁
- 【37】永樂十三年（1415年）十二月，「改貴州普安安撫司爲普安州，隸布政司」，『明太宗實錄』卷一七一，影印本第八卷一九〇六頁
- 【38】正統三年（1438年），「癸丑朔改貴州金築安撫司併鎮寧州、永寧州、安順州俱隸貴州布政司」，『明英宗實錄』卷四五，影印本第一四卷八六五頁
- 【39】『大清會典』卷一六二卷、康熙二十九年（1690年）完成、康熙『大清會典』と略称される。『大清會典』卷二五〇卷雍正十一年（1733年）完成、雍正『大清會典』と略称される。
- 【40】本稿が重視するのは統一性であり、系統性である。もとより、この点は

研究目的の影響を受けうる。たとえば、明清両大時代における直隸州の連続性を強調する立場にたてば、『皇輿攷』の視点に依拠して立論をすることも可能であろう。

- 【41】 その他、『明實録』には直隸州を設置した理由が書かれていない。この点は清代と異なっている。清代に直隸州を設置する場合には、大概『清實録』にその理由の記載がある。この点も、明代直隸州の臨時的性格を物語っているのではないか。
- 【42】 この2.98という数値は、乾隆『大清會典』にもとづいて算出したものであり、五十八直隸州が一百七十三縣を管轄していることになる。
- 【43】 この1.88という数値は、正徳『大明會典』にもとづいて算出したものであり、四十直隸州が七十五縣を管轄していることになる。
- 【44】 萬曆二十三年（1595年）五月、「改汾州爲府」、『明神宗實録』卷二八五、影印本第五七卷五二九〇頁
- 【45】 萬曆十三年（1602年）九月、「陞貴州安順州爲安順軍民府」、『明神宗實録』卷三七六、影印本第六〇卷七〇七五頁
- 【46】 正徳『大明會典』と康熙『大清會典』の「戸部一州縣」部分にもとづいている。
- 【47】 『明憲宗實録』卷一五七、影印本第二五卷二八七五頁
- 【48】 清代直隸州についての筆者の認識については、以下を参照されたい。「雍正時代的直隸州政策」, 中国第一歴史档案館『歴史档案』第59期, 1995年8月, 86~91頁; 「清代『直隸廳』與『散廳』的『定制』化及其明代起源」『北京大学学報（哲学社会科学版）』33卷3期（総第175期）, 1996年5月, 98~103頁（中国人民大学復印報刊資料『明清史』1996年4期に再録）